

16. 管理運営

今次の自己点検・評価活動においては、前回の点検・評価結果を踏まえた上で、管理運営の適正化および効率化を図る観点から、次のとおりの到達目標を設定する。

すなわち、第一に学長を中心とするガバナンスの構築つまり学長、学部長・研究科長がリーダーシップを発揮できる管理運営体制を整備すること、第二にそのためには、学長、学部長・研究科長等の選任における任命制を維持し、よりその効果を発揮できるように理事会は教学運営に最大限の配慮を行うこと、特に、学部学科・研究科の設置、教育課程および教員人事等の重要事項に対しては、より慎重に取り扱う必要があること、第三に教授会の民主的な運営を前提として、3学部運営体制を確立し、さらに学部教授会と全学教授会の権限、審議事項等の調整を行い、互いの役割を明確にすること、第四に教授会と研究科委員会の連携を図ることの四点が挙げられる。

なお、以上のことを担保するためには、学長補佐体制および学部長・研究科長支援体制を整備することが必要不可欠となる。

(一) 大学・学部の管理運営

(1) 教授会

(イ) 教授会の権限、殊に教育課程や教員人事等において教授会が果たしている役割とその活動の適切性

本学の管理運営の中心となる教授会は、学校教育法第59条、福岡工業大学学則第7条および福岡工業大学教授会規程の定めに基づき設置されている(併設する福岡工業大学短期大学部との教授会等教学運営上の関係は存在しない)。すなわち、工学部教授会、情報工学部教授会、社会環境学部教授会の3学部教授会を月1回の定例会議と位置づけ、また全学に共通する重要事項を調和のとれた方針の下に審議するよう、不定期(但し、4、9、1、3の各月に開催することが通例となっている)の全学教授会を設置している。各学部教授会、全学教授会ともに、教授、助教授および講師の全員を構成員とし、民主的な会議運営を行っている。

教授会の審議事項は、学則第8条、教授会規程第3条において規定されている。すなわち、規程の制定改廃、学部学科の設置改廃、教育課程、学生の進級・卒業、入学試験、学生の賞罰や学生生活、予算概算要求、教員人事等に関する事項が教授会で審議される。また、教授会の下に部科長会、教務委員会、学生委員会等各審議事項に応じた委員会が組織化されており、審議に先立ちその原案を作成することとなっている(教授会規程第7条)。

教授会で審議し承認された案件の中で、教育課程は理事会において学則改定という形で審議されるが、教授会の決議を尊重し、否決あるいは修正されることなく決定さ